

↳ 自動車税の改正

Q : 自動車税の取扱いが改正されたそうですが、どのように変わったのですか？

A : 同一年度中の転出については月割計算する必要がなくなりました。

【解説】

自動車税は、これまで引越しや売買で自動車のナンバーが他の都道府県のナンバーに変わった場合は、自動車税を月割按分して、転出後分の自動車税を転出先の都道府県に納付するとともに、転出前の都道府県から月割りで還付を受けるという手続きが必要であり、納税者にとって非常に手間のかかる制度であると同時に課税側においてもその処理が負担となっていました。

そこで、昨年度の税制改正で、同一年度(4月から3月)中に他の都道府県に転出した場合であっても、その年度中は、転出先の都道府県に月割計算した自動車税を納めなくてよいとする改正が行われました。

改正法の施行日が平成18年4月1日となっていますので、今年の4月1日以降に支払った自動車税からは、同一年度中に他の都道府県に転出入した場合であっても特に転出先である都道府県に自動車税の月数按分した税額を納付する必要もなく、また、転出前の都道府県から還付を受ける手続きも必要なくなり、その年の4月1日現在に居住している都道府県に納付すればそれで済むということになりました。

